令和4年3月31日京都市都市計画局

担当:住宅室住宅政策課

電話:222-3666

京都市分譲マンション管理適正化推進計画の策定について

令和2年6月に、国において、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、地方公共団体が同法に基づき地域性を踏まえた「マンション管理適正化推進計画」を 策定することができることとなりました。

また、京都市では、昨年9月に策定した新たな「京都市住宅マスタープラン」において、 分譲マンションの管理適正化を推進することとしており、この度、マンション関係団体の専 門家の御意見等を踏まえながら、「京都市分譲マンション管理適正化推進計画」を策定しま したので、下記のとおりお知らせします。

なお、マンション管理適正化推進計画を策定することにより、管理状態が良好なマンションを認定し、市場での流通を促進する「管理計画認定制度」を運用できるようになり、京都市においては、令和4年9月から認定受付を開始する予定です。

記

1 計画期間

令和4年度から令和12年度までの9年間

(京都市住宅マスタープランとの整合を図り、施策の効果や進捗状況等を点検し、見直し等を検討)

2 同計画の閲覧・ダウンロード場所

令和4年3月31日(木)から京都市情報館(京都市ホームページ)において、 閲覧・ダウンロードしていただけます。

https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/12-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html

